

全国スポーツ少年団競技別交流大会開催基準要項

1. 総 則

全国スポーツ少年団競技別交流大会(以下、「大会」という。)を開催し、運営するためにこの基準要項を定める。

2. 目 的

大会は、団員にスポーツの喜びを経験する機会と、より伸びるための研修の場を与え、実施競技等を通じて仲間意識と連帯を高め、団員相互の交流を深めることにより、地域における活動の活性化を図ることを目的とする。

また、大会は、全国ブロック代表又は都道府県代表団員による競技別交流、スポーツ交流及び交歓交流である。

3. 実施競技等

日本スポーツ少年団委員総会で決定した競技等(軟式野球、バレーボール、剣道)とする。

4. 主 催

大会の主催者は次の通りとする。

- ・ 公益財団法人日本スポーツ協会日本スポーツ少年団(以下、「日本スポーツ少年団」という。)
- ・ 当該中央競技団体
- ・ 開催都道府県体育・スポーツ協会都道府県スポーツ少年団(以下、「開催県スポーツ少年団」という。)
- ・ その他特に必要と認めるもの

5. 開催基本方針

- (1) 大会は毎年開催する。
- (2) 大会は、現行の全国9ブロックを東・中・西の3地区に編成し、各地区を持ち回る。
- (3) 大会の開催地区の順序は、国民体育大会開催都道府県所属地区において、その3年度前に開催する(全国スポーツ少年団大会が国民体育大会開催都道府県所属ブロックで、その前々年度に開催することを考慮)。
- (4) 地区の区分は、次の通りとする。

	ブロック名	都 道 府 県 名
東地区	北海道	北海道
	東北	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
	関東	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県
中地区	北信越	長野県 新潟県 富山県 石川県 福井県
	東海	静岡県 愛知県 三重県 岐阜県
	近畿	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
西地区	中国	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
	四国	香川県 徳島県 愛媛県 高知県
	九州	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

6. 開催都道府県の決定

開催都道府県の決定は、大会開催年度3年前の年度末に開催する日本スポーツ少年団常任委員会の審議を経た後、日本スポーツ少年団委員総会で決定する。

7. 大会の開催時期及び期間

- (1) 大会は、学校の授業に支障のない時期に開催する。
- (2) 大会期間は、3泊4日以内とする。
- (3) 大会の開催時期及び期間は、日本スポーツ少年団委員総会で決定する。
- (4) 各大会の開催時期及び期間は、原則として次の通りとする。

・軟式野球	8月上・中旬の夏休み期間中	3泊4日
・バレーボール	12月下旬の冬休み期間中	3泊4日
・剣道	3月下旬の春休み期間中	2泊3日

8. 大会参加者数

各大会の参加者数は、次の通りとする。

- ・ 軟式野球
全国 16 チーム 256 名(1 チーム 16 名:指導者 2 名、小学生団員 14 名)
- ・ バレーボール
【女子】全国 48 チーム 720 名
【男子】全国 10 チーム 150 名
(1 チーム 15 名:指導者 3 名、小学生団員 12 名)
- ・ 剣道
【団体戦】全国 48 チーム 288 名(1 チーム 6 名:指導者 1 名、小学生団員 5 名)
【個人戦】全国中学生団員 96 名(男・女各 1 名)

9. 大会会場の選定

大会の会場選定については、開催都道府県の諸条件を考慮のうえ、主催者間の協議により決定する。

10. 大会参加条件

参加団員及び指導者は、下記事項を満たす者で所属都道府県スポーツ少年団本部長が推薦する者とする。

(1) 団員

- ① 大会開催年度にスポーツ少年団登録をしている当該年度4月1日現在小学校4・5・6年生の団員。なお、バレーボール大会は当該年度4月1日現在小学校3年生の団員も対象とする。また、剣道大会の個人戦出場者は当該年度4月1日現在中学生の団員とする。
- ② 集団生活に際し、規則正しい行動のとれる者
- ③ 保護者に大会参加の承諾を得た者

(2) 指導者

- ① スポーツ少年団に指導者として登録している者
- ② <4月～9月に参加申込みを行う大会(軟式野球)>
「令和元(2019)年度スポーツ少年団認定育成員・認定員登録者」、「スタートコーチ(スポーツ少年団)資格保有者」又は「当該大会前年度スタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会修了者」
<10月～翌年3月に参加申込みを行う大会(バレーボール・剣道)>
「令和元(2019)年度スポーツ少年団認定育成員・認定員登録者」又は「スタートコーチ(スポーツ少年団)資格保有者」
- ③ 集団指導の能力に優れた者
- ④ 上記の他、各大会に必要な人員及び資格については、大会実施要項に定める。

※ 大会参加者は、原則として、大会主催者の指定する宿舎に宿泊し、勝敗に関係なく全日程に参加する。

11. 参加チーム及び参加者の選出

- (1) 団体戦参加チーム
ブロック又は都道府県の代表、及び開催都道府県又は開催市区町村の代表として推薦されたチームとする。
- (2) 個人戦参加者
都道府県代表及び開催市区町村代表として推薦された者とする。

12. 大会プログラム

- (1) 大会プログラムには、次の活動を組み込むものとする。
 - ・ 試合形式による競技交流及びスポーツ交流
 - ・ 交歓交流活動
 - ・ 研修活動
- (2) 各活動の内容は、主催者間の協議により決定する。

13. 大会競技等規則

- (1) 日本スポーツ少年団が別に定める競技規則等の他、当該中央競技団体の当該年度競技規則及び準則等による。
- (2) 出場チームが支援を受けている企業・店舗等(チーム協賛社)の名称やロゴをユニフォームや用具に掲出することはできない(ユニフォームや用具を製作した企業の名称やロゴを除く)。

14. 表彰

- (1) 団体戦
 - ① 優勝チームには、賞状、優勝旗、優勝杯、賞品(楯・メダル等)を授与する。
 - ② 第2位には、賞状、賞品(楯・メダル等)を授与する。
 - ③ 第3位を決め、表彰する場合には、賞状、賞品(楯・メダル等)を授与する。
 - ④ 特に敢闘を認められるチームには、賞状、賞品(楯等)を授与する。
 - ⑤ 参加者全員に参加賞を授与する。
- (2) 個人戦(剣道)
優勝旗及び優勝杯を除き、団体戦に準ずる。

15. 大会の式典

- (1) 大会の式典は、開会式及び閉会式とし、所要時間はそれぞれ30分以内とする。
- (2) 式典は、主催者間で協議のうえ、次の項目から選択するものとする。
 - ① 開会式
開会宣言(大会委員長)／国旗掲揚及び国歌斉唱／日本スポーツ少年団旗、共催中央競技団体旗等掲揚及び日本スポーツ少年団歌「若いぼくら」斉唱／大会会長挨拶／共催中央競技団体会長挨拶／開催都道府県代表歓迎の言葉／日本スポーツ少年団団員綱領朗読(開催ブロック又は開催市区町村代表チーム)／開催都道府県代表チーム団員の宣誓
 - ② 閉会式
成績発表及び表彰／大会審判長講評／感謝状贈呈(大会会長)／大会会長挨拶／共催中央競技団体会長挨拶／参加者代表の言葉(大会優勝又は最優秀チーム)／国旗降納及び国歌斉唱／日本スポーツ少年団旗、共催中央競技団体旗等降納及び日本スポーツ少年団歌「みどりの朝風」斉唱／閉会宣言(大会委員長)
- (3) 国旗及び各旗の掲揚は、次の通りとする。
 - 〈3旗の場合〉掲揚台に向って左より、少年団旗・国旗・中央競技団体旗
 - 〈4旗の場合〉同 左より、中央競技団体旗・国旗・少年団旗・開催都道府県旗
 - 〈5旗の場合〉同 左より、開催都道府県旗・少年団旗・国旗・中央競技団体旗・開催市区町村旗

16. 大会役員

(1) 大会役員は、概ね次の通りとする。(別添「編成基準一覧」参照)

名誉会長	公益財団法人日本スポーツ協会会長
名誉副会長	公益財団法人日本スポーツ協会副会長／当該中央競技団体会長／ 開催都道府県体育・スポーツ協会会長
会 長	日本スポーツ少年団本部長
副 会 長	日本スポーツ少年団副本部長／当該中央競技団体担当役員(副会長、専務理事等から1名)／開催都道府県体育・スポーツ協会担当役員(副会長、専務理事等から1名)／開催都道府県競技団体会長
名誉顧問	スポーツ庁長官
顧 問	スポーツ庁次長／開催都道府県知事／開催都道府県議会議長／開催都道府県教育委員会教育長／開催市区町村長／後援・協賛・協力団体長／公益財団法人日本スポーツ協会専務理事、常務理事／当該中央競技団体副会長、専務理事／開催都道府県体育・スポーツ協会副会長、専務理事
参 与 委 員 長	各都道府県スポーツ少年団本部長
副委員長	開催県スポーツ少年団本部長
委 員	日本スポーツ少年団担当常任委員(活動開発部会長)／ 開催県スポーツ少年団副本部長／ 開催都道府県競技団体担当役員(副会長、専務理事等から1名)／ 公益財団法人日本スポーツ協会事務局長
	日本スポーツ少年団常任委員／開催県スポーツ少年団常任委員／ 公益財団法人日本スポーツ協会事務局長代理、事務局次長、担当部長、担当課長／開催都道府県体育・スポーツ協会事務局長、事務局次長／ その他

(2) 大会役員については大会会長が委嘱する。

(3) 大会役員編成について問題が生じた場合は、主催者間で協議のうえ、決定する。

17. 大会実行委員会

(1) 開催県スポーツ少年団は、大会運営のため実行委員会を設置し、大会を主管する。

(2) 実行委員会は、開催都道府県及び開催市区町村スポーツ少年団、当該競技団体関係者、公益財団法人日本スポーツ協会の担当職員、その他をもって構成する。

(3) 実行委員会委員長は、開催県スポーツ少年団本部長があたる。

(4) 実行委員会会則を別に設け、概ね次の内容を明記する。

①名称 ②目的 ③組織 ④役員 ⑤管掌事項 ⑥その他必要事項

(5) 実行委員会には事務局を設け、実行委員会事務局は全体の連絡調整、業務の推進のほか庶務、会計、記録係を置くとともに諸会議の準備にあたる。

(6) 実行委員会は、概ね下記の部会を設け、各部会は担当業務の企画と執行にあたる。

① 総務部	若干名	大会の予算、広報、受付、接待その他各部に属さない事項に関すること
② 式典部	若干名	開・閉会式等式典に関すること
③ 生活部	若干名	生活全般に関すること
④ 交流部	若干名	交歓交流活動に関すること
⑤ 宿泊・輸送部	若干名	宿泊・輸送に関すること
⑥ 競技部	若干名	競技運営に関すること

(7) 実行委員会は、各部の他に運営委員会を設ける。運営委員会は、各部の代表者等10名程度で構成し、各部の企画の審議と連絡調整、大会運営の推進にあたる。

(8) 実行委員会は、競技運営のために審判長及び審判員を委嘱する。審判長は、当該中央競技団体が推薦する者があたり、審判員の選出は競技団体との協議により行う。

- (9) 実行委員会は、運営委員のほか運営補助員としてリーダー20名程度を委嘱し、交流部の運営及び各部の運営補助に当たらせることができる。
- (10) 実行委員会は、大会の目的を達成するために必要なスポーツ指導者、講師及び助手等若干名を委嘱することができる。

18. 参加申込み

- (1) 各都道府県スポーツ少年団は、日本スポーツ協会に所定の手続きにより申込みこと。
- (2) 参加申込みの詳細については、大会実施要項に定める。

19. 大会参加負担金

負担金を必要とする場合は別に定める。

20. 大会経費

大会の準備及び運営のための経費は、公益財団法人日本スポーツ協会委託金及び開催都道府体育・スポーツ協会負担金でまかなう。なお、期間中の宿泊・食事代等必要経費については、公益財団法人日本スポーツ協会が負担する。

21. 傷害保険

大会期間中(前後の各移動日を含む)は、公益財団法人日本スポーツ協会が参加者全員を被保険者として下記の傷害保険に加入する。

- (1) 支払われる保険金
 - ① 死亡保険金 200万円
 - ② 後遺障害保険金 後遺障害の程度に応じて6万円～200万円
 - ③ 入院保険金 日額3,000円(180日限度)
 - ④ 通院保険金 日額2,000円(90日限度)
- (2) 保険金の支払いについては、事故による傷害が対象となり、疾病は対象とならない(事故による傷害の場合、その治療費は被保険者本人が治療完了まで支払い、その後本人が所定の保険金請求手続きを行うことにより保険金が支払われる)。
なお、その他保険金支払いに係る詳細については、傷害保険普通保険約款及び国内旅行傷害保険特約条項による。

22. 視察員

- (1) 次期大会開催県スポーツ少年団は、大会視察のため視察員を派遣することができる。
- (2) 視察員は、原則として次期大会実行委員会構成員とする。
- (3) 視察員派遣にかかわる経費(交通費、宿泊・食事代)は、3名を限度として公益財団法人日本スポーツ協会が負担する。なお、経費負担対象期間は大会期間及び移動日とする。

23. その他

災害や感染症の流行等の影響により本要項記載事項の実施が困難な場合は、主催者間で協議の上、項目を省略及び変更することができる。

<附 則>

1. 本要項は、日本スポーツ少年団常任委員会の議決によって変更することができる。
2. 本要項は、平成4年4月1日から施行する。
3. 本要項は、平成10年4月1日から改定施行する。なお、本要項の施行により、同要項細則を廃止する。
4. 本要項は、平成10年6月9日から改定施行する。
5. 本要項は、平成15年4月1日から改定施行する。

6. 本要項は、平成 17 年 4 月 1 日から改定施行する。
7. 本要項は、平成 18 年 4 月 1 日から改定施行する。
8. 本要項は、平成 23 年 4 月 1 日から改定施行する。
9. 本要項は、平成 26 年 4 月 1 日から改定施行する。
10. 本要項は、平成 27 年 4 月 1 日から改定施行する。
11. 本要項は、平成 28 年 3 月 4 日から改定施行する。
12. 本要項は、平成 29 年 3 月 5 日に改定し、平成 29 年度の大会から施行する。
13. 本要項は、平成 30 年 4 月 1 日から改定施行する。
14. 本要項は、令和 2 年 6 月 24 日から改定施行する。
15.
 - (1) 本要項は、令和 2 年 11 月 20 日から改定施行する。
 - (2) 第 5 項第 2 号は、令和 5 年度以降の大会に適用する。
 - (3) 「国民体育大会」の大会名称は、令和 6 年に開催する第 78 回大会から「国民スポーツ大会」に変更となる。このため、本要項に定める「国民体育大会」は、第 78 回大会以降は「国民スポーツ大会」に読み替えるものとする。
 - (4) 第 9 項第 1 号に定める次の記載は、令和 3 年度に限りこれを適用しないこととする。
 - <4 月～9 月に参加申込みを行う大会(軟式野球)>
 - ・ 「令和元(2019)年度スポーツ少年団認定育成員・認定員登録者」又は「スタートコーチ(スポーツ少年団)資格保有者」又は「当該大会前年度スタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会修了者」
 - <10 月～翌年 3 月に参加申込みを行う大会(剣道・バレーボール)>
 - ・ 「令和元(2019)年度スポーツ少年団認定育成員・認定員登録者」又は「スタートコーチ(スポーツ少年団)資格保有者」
16.
 - (1) 本要項は、令和 3 年 11 月 26 日から改定施行する。
 - (2) 第 9 項第 1 号に定める次の記載は、令和 4 年度に限りこれを適用しないこととする。
 - <4 月～9 月に参加申込みを行う大会(軟式野球)>
 - ・ 「令和元(2019)年度スポーツ少年団認定育成員・認定員登録者」又は「スタートコーチ(スポーツ少年団)資格保有者」又は「当該大会前年度スタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会修了者」
 - <10 月～翌年 3 月に参加申込みを行う大会(剣道・バレーボール)>
 - ・ 「令和元(2019)年度スポーツ少年団認定育成員・認定員登録者」又は「スタートコーチ(スポーツ少年団)資格保有者」
17. 本要項は、令和 4 年 2 月 25 日から改定施行する。
18.
 - (1) 本要項は、令和 4 年 11 月 25 日から改定施行する。
 - (2) 第 10 項第 2 号に定める次の事項は、災害や感染症の流行等の影響により、開催年度にスポーツ少年団登録規程施行細則第 2 条第 4 項の緩和措置を講じる場合、これを適用しないことができる。
 - ②<4 月～9 月に参加申込みを行う大会(軟式野球)>
 - 「令和元(2019)年度スポーツ少年団認定育成員・認定員登録者」、「スタートコーチ(スポーツ少年団)資格保有者」又は「当該大会前年度スタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会修了者」
 - <10 月～翌年 3 月に参加申込みを行う大会(剣道・バレーボール)>
 - 「令和元(2019)年度スポーツ少年団認定育成員・認定員登録者」又は「スタートコーチ(スポーツ少年団)資格保有者」
19. 本要項は、令和 5 年 10 月 20 日に改定し、令和 6 年度の大会から施行する。